

# 改正フロン回収破壊法 解説資料

～ 冷凍式ドライヤー編～

2007年10月1日より改正フロン回収破壊法が施行されましたが、自社との関わりの有無や改正内容等は把握されていますでしょうか？ここでは冷凍式ドライヤーを事例に、改正ポイントを分かりやすく解説します。  
(法律全体の概要や規制事項はデータベースのライブラリー「フロン回収破壊法」をご参照ください。)

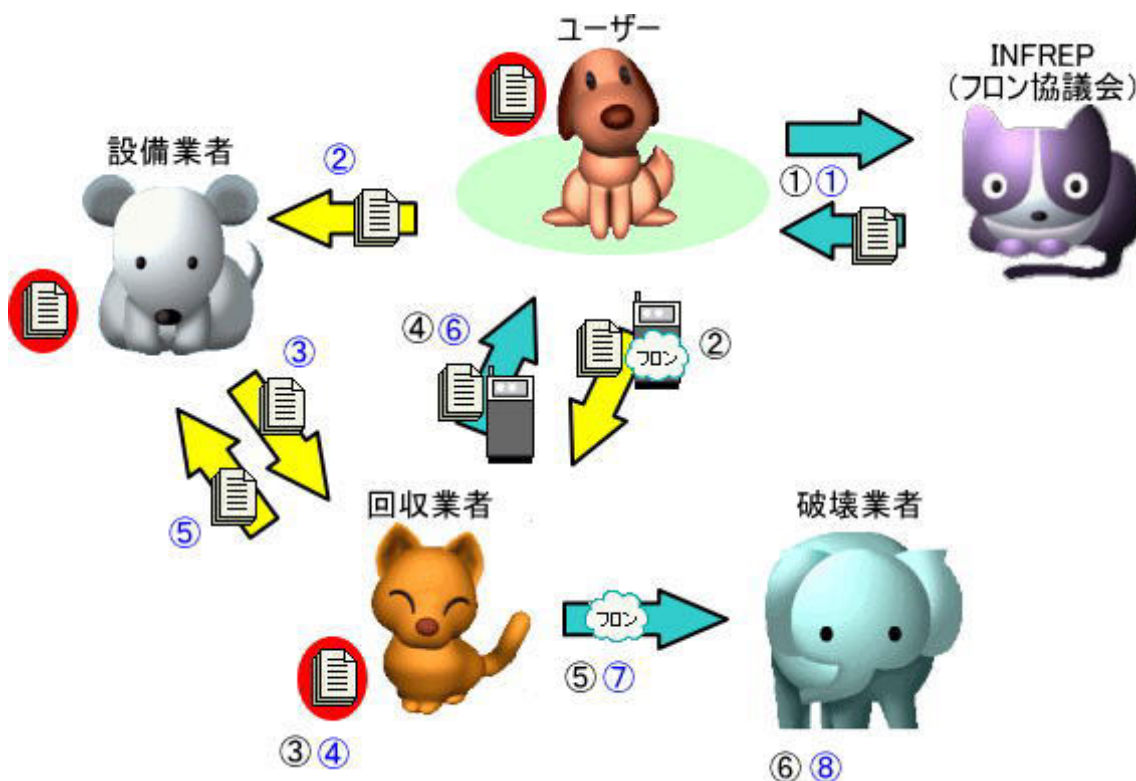
## 改正ポイント【1】

冷凍式ドライヤー(フロン類充填物)を廃棄する際は、フロン類をフロン類回収業者に引渡さないといけません。2007年10月1日の改正フロン回収破壊法により、新しく行程管理票制度が設けられ、廃棄者による「委託確認書」の交付が義務付けられました。

行程管理票は、委託確認書と兼務の回収依頼書(A票)、再委託承諾書(C票、D票)、引取証明書(E票)の他、再委託承諾書(B票)、フロン回収処理管理表(F票)の複写になっています。

[行程管理票のサンプル及び記入例はコチラ](#)をご参照ください。(フロン回収推進産業協議会の資料より抜粋)

【図1:行程管理票の流れ】



#### 【冷凍式ドライヤーの廃棄に際し、フロン類回収を行う場合 - ケース 1 - 】

ケース 1 は、フロン類回収業者(以下、回収業者)へ直接フロン類を引渡す場合の事例です。

ユーザーは、行程管理票をフロン回収推進産業協議会 (INFREP) 等から購入します。

ユーザーは、回収業者へドライヤーのフロン類回収を委託する際、必要事項を記入した「委託確認書」(A 票)を回収業者に交付します。(A 票はユーザーが 3 年間保存)

回収業者はドライヤーを引取り、フロン類を回収します。フロン類回収量等を記入し、「引取証明書」(E 票)をユーザーに交付します。(E 票の写しである F 票は、回収業者が 3 年間保存)

ユーザーは、回収業者より「引取証明書」(E 票)を受取ります。(E 票はユーザーが 3 年間保存)

回収業者は、ユーザーより引取ったフロン類を再利用します。又は破棄のためにフロン破壊業者(以下、破壊業者)に引渡します。

破壊業者は、回収業者より引取ったフロン類を破壊します。

「**図 1:行程管理票**」の ~ をご参照ください。

#### 【冷凍式ドライヤーの廃棄に際し、フロン類回収を行う場合 - ケース 2 - 】

ケース 2 は、設備業者等(＊)にフロン類の引渡しを委託する場合の事例です。

＊設備業者等とは、設備業者・解体業者・産廃業者・リサイクル業者等を指します。

ユーザーは、行程管理票をフロン回収推進産業協議会 (INFREP) 等から購入します。

ユーザーは、設備業者等へドライヤーのフロン類回収を委託します。その際、必要事項を記入した「委託確認書」を設備業者等に交付します。(A 票はユーザーが 3 年間保存)

設備業者等は、ユーザーより交付された「委託確認書」に必要事項を記入し、回収業者に交付します。(C 票は設備業者等が 3 年間保存)

回収業者は、ドライヤーを引取り、フロン類を回収します。フロン類回収量等を記入し、「引取証明書」を設備業者等に、「引取証明書のコピー」をユーザーに交付します。(E 票の写しである F 票は、回収業者が 3 年間保存)

設備業者等は、回収業者より「引取証明書」(E 票)を受取ります。(E 票は設備業者等が 3 年間保存)

ユーザーは、回収業者より「引取証明書のコピー」(E 票のコピー)を受取ります。

(E 票のコピーはユーザーが 3 年間保存)

回収業者は、ユーザーより引取ったフロン類を再利用します。又は破棄のために破壊業者に引渡します。

破壊業者は、回収業者より引取ったフロン類を破壊します。

「**図 1:行程管理票**」の ~ をご参照ください。

冷凍式ドライヤーの廃棄は、ユーザーの責任によって廃棄物処理法に則った処理が必要です。

## **改正ポイント【2】**（ユーザーには直接関係ありません）

冷凍式ドライヤーを整備する場合であっても、フロン類の回収作業を行うには都道府県知事への登録が必要になり、回収に当たっては、廃棄時と同様に、回収基準に従ってフロン類を回収しなければなりません（あるいは、フロン類の回収を回収業者に委託しなければなりません。）

**行程管理票の交付は必要ありません。**

### **【冷凍式ドライヤーを修理する場合】**

修理を委託する設備業者が、回収業者ではない場合の事例です。

ユーザーは、設備業者にドライヤーの修理を依頼します。

修理に際しフロン回収が必要な場合、設備業者は回収業者にフロン類回収作業を依頼します。

フロン類回収作業後、設備業者はドライヤーの修理を行います。

回収後のフロン類の取扱いについては、**改正ポイント【1】**のケース1の、と同様です。

## **改正ポイント【3】**（ユーザーには直接関係ありません）

部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に、冷凍式ドライヤーを譲渡する場合についても、回収業者によるフロン類の回収が必要になりました。

**行程管理票の交付は必要ありません。**